

～商店街等の活性化に活用できる各種支援事業のご紹介～

①中山間地域等商業振興事業費補助金

→中山間地域の商店街や商業集積地において活性化に取り組むグループや商工団体を支援します。

- 補助対象先:商業者グループ
- 補助率等:県10/10(定額)※上限30万円・下限10万円
- 補助対象経費:報償費、旅費、需用費、役員費、使用料など

例えば①や②については、**商店街等で実施する、新規イベントや既存イベントのブラッシュアップ**等にご活用いただけます！

②商店街等活性化事業費補助金

→商店街等の活性化に向けたソフト事業や地域コミュニティの維持・発展に資する事業を支援します。

- 補助対象先:市町村等(間接補助)
※事業実施主体…商業者グループ、商工団体等
- 補助率等:県1/4以内(市町村1/4以上)
※上限1,125千円
- 補助対象経費:報償費、旅費、需用費、役員費、備品購入費、委託料、使用料など

③チャレンジショップ事業費補助金

→チャレンジショップの運営等にかかる費用を補助します。

- 補助対象先:商店街振興組合、事業協同組合、商店街振興の取組みを進めるNPO等
- 補助率等:県1/2以内(市町村1/2以内)
- 補助対象経費:チャレンジショップの運営等に係る職員の賃金、社会保険料等の法定福利費、使用料及び賃借料、役員費、委託料、消耗品費、改装費 など

④空き店舗対策事業費補助金

→商店街等の空き店舗を解消し、活性化を図るため商店街等への出店を支援します。

- 補助対象先:民間事業者(個人事業者)等
- 補助率等:県1/2以内 ※上限1,000千円
- 補助対象経費:店舗改装費

計画を策定する際に、助言やとりまとめを行うアドバイザーの派遣を支援する

⑥事業経営アドバイザー派遣事業も、ぜひご活用ください♪
(全額補助です！※原則5回まで)

～県では、地域商業の活性化に向けた「商店街等振興計画」(*)の策定・実行を支援しています！～

※「まちの強み・資源」の活用や、地域産業クラスター・観光クラスター・地域アクションプランなどを取り込んだ具体的な振興計画。地域事業者、商工会・商工会議所、市町村、県と一緒に考え、策定・実行していきます。

⑤商店街等振興計画推進事業費補助金

→上記の計画に基づく様々な事業を実施する際に活用できます。

- 補助対象先:市町村等
- 補助率等:県1/2以内(市町村1/4以上)※上限5,000千円
- 補助対象経費:報償費、旅費、需用費、役員費、改装費 など

(お問合わせ先)
高知県商工労働部
経営支援課 商業流通担当
TEL:(088) 823-9679
FAX:(088) 823-9138